

国立大学法人滋賀医科大学学長選考等実施細則

平成16年9月22日制定

令和4年5月13日改正

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人滋賀医科大学学長選考規程（以下「選考規程」という。）第2条において「学長の選考は、学長選考・監察会議が行う」ものとされていること、すなわち「学長選考は、学長選考・監察会議の固有の権限である」という法制上の定めのもと、選考規程第6条の規定に基づき、国立大学法人滋賀医科大学学長（以下「学長」という。）の選考及び解任の手續に関し、必要な事項を定める。

(推薦の時期及び公示等)

第2条 学長選考・監察会議は、選考規程第3条第1項に定める場合に該当するときには、同第4条に定める学長候補者の推薦に係る方法・期間・その他必要な事項を定め、推薦期間開始日の少なくとも10日前までに公示しなければならない。

ただし、選考規程第3条第1項第2号から第4号までに該当する場合の学長の選考については、この限りでない。

2 学長選考・監察会議は、推薦の公示の日において、次条第2項に規定する学長候補者を推薦する資格のある者（以下「推薦資格者」という。）の名簿（別記様式第1）を50音順に作成し、公示するものとする。

(推薦資格者)

第3条 学長選考・監察会議は、学長の選考に当たり、推薦資格者から推薦を求めるものとする。

2 推薦資格者は、前条第1項に定める推薦の公示の日において在職する常勤役職員のうち次に掲げる者とする。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副病院長
- (4) 助教及び助手以上の専任教員（常勤の外国人教師を含む）
- (5) 係長、専門職員及び主査以上の事務局職員
- (6) 技術部の技術専門員及び技術専門職員
- (7) 看護部長、副看護部長、看護師長及び副看護師長
- (8) 副薬剤部長及び薬剤部各室長
- (9) 臨床検査技師長及び副臨床検査技師長
- (10) 診療放射線技師長及び副診療放射線技師長
- (11) リハビリテーション部技士長
- (12) 臨床工学部技士長

(13) 栄養治療部副部長

- 3 前項の規定に関わらず、推薦の公示の日において休職中の者は、推薦資格を有しない。
- 4 推薦資格者は、学長選考・監察会議の求めに応じて学長候補者1人を推薦することができる。

(推薦の方法及び期間)

第4条 学長候補者の推薦は、国立大学法人滋賀医科大学学長候補者推薦用紙（別記様式第2）により無記名で行う。

- 2 前項の推薦用紙は、国立大学法人滋賀医科大学学長候補者推薦用内封筒（別記様式第3）に封入し、さらに、それを国立大学法人滋賀医科大学学長候補者推薦用外封筒（別記様式第4）に封入し、記名のうえ提出する。
- 3 推薦期間は、2日間とする。

(学長候補適格者の選定)

第5条 学長選考・監察会議は、推薦資格者によって推薦された者（以下「被推薦者」という。）の名簿（別記様式第5）を50音順に作成し、公示するものとする。

- 2 学長選考・監察会議委員が被推薦者となった場合は、学長が決定するまでの間、当該委員は審議に加わることはできない。この場合において、学長選考・監察会議議長（以下「議長」という。）が被推薦者となったときは、国立大学法人滋賀医科大学学長選考・監察会議規程第4条第4項の規定を準用し、議長が指名した委員が、議長の職務を代行するものとする。
- 3 学長選考・監察会議委員は、学長候補者を追加推薦することができる。
- 4 学長選考・監察会議は、被推薦者に対し、被推薦受諾書、所信表明書並びに経歴及び業績を記載した書類の提出を求め、これら及び学長選考基準に基づき審議を行い、学長候補適格者を選定し、速やかに公示するものとする。
- 5 公示する事項については、学長選考・監察会議が別に定める。

(学長選考の参考としての意見募集)

第6条 学長選考・監察会議は、学長の選考の参考とするため、推薦資格者に対して、期間を定めて、学長候補適格者に関する意見を募集するものとする。

- 2 推薦資格者は、前項の意見募集があった場合は、滋賀医科大学情報ネットワーク利用内規第4条第1号に定める教職員用メールを使用し、当該メールには氏名を明記のうえ、意見を提出することができる。
- 3 学長選考・監察会議は、前項により提出された意見から、推薦資格者の氏名を削除し、推薦資格者に対応する次の3種の職種のみを付した資料を作成する。
 - (1) 第3条第2項第1号から第3号、第5号及び第6号に該当する者 役職員
 - (2) 同項第4号に該当する者 教員
 - (3) 同項第7号から第13号に該当する者 病院職員

(学長の選出)

第7条 学長選考・監察会議は、学長選考基準に基づき、主体的に最終選考を行い、

学長を選出し、その者を学長として選出した理由とともに公示する。

(任命の申出)

第8条 学長選考・監察会議は、前条により学長として選出した者に対して学長就任の意思を確認した上で、国立大学法人法第12条第1項に基づき、その者について文部科学大臣に学長の任命を申し出るものとする。

(公表)

第9条 学長選考・監察会議は、第7条による学長の選出の公示の後、当該選考の結果とともに、当該者を選出した理由及び選考の過程について、遅滞なく公表するものとする。

(再選考)

第10条 学長選考・監察会議は、学長として選出した候補者が就任を辞退した場合は、この規程に基づき、改めて学長の選考を行うものとする。

(職務の執行状況の確認)

第11条 学長選考・監察会議は、選出した学長の職務の執行状況について、その任期中において各年度1回、学長に対して報告を求め、確認を行うものとする。

2 前項のほか、次の各号の一に該当する場合は、学長選考・監察会議は、随時、学長に対して、職務の執行状況について報告を求めることができる。

- (1) 監事から、学長が不正の行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認める旨の報告があったとき。
- (2) 監事から、学長が国立大学法人法若しくは他の法令に違反する事実又は著しく不当な事実があると認める旨の報告があったとき。
- (3) 第13条各号の一に該当するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他学長選考・監察会議が必要と認めるとき。

(解任の審査請求)

第12条 学長選考・監察会議は、次の各号の一に該当する場合は、学長の解任審査を行う。

- (1) 学長選考・監察会議委員の1名以上による解任審査請求があったとき。
- (2) 経営協議会委員の3分の1以上による解任審査請求があったとき。
- (3) 教育研究評議会評議員の3分の1以上による解任審査請求があったとき。
- (4) 推薦資格者のうち、学長を除いた者の3分の1以上による解任審査請求があったとき。

2 前項の解任審査請求は、解任すべき理由を付した書面により議長に提出する。

(解任の審査)

第13条 学長選考・監察会議は、学長の解任審査の結果、学長選考・監察会議委員の3分の2以上の賛成による議決により、次の各号の一に該当すると認めた場合は、解任の申出を決定する。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) 職務の執行が適当でないため、業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき。

(4) その他学長たるに適しないと認めるとき。

(解任の申出)

第14条 学長選考・監察会議は、前条により学長の解任の申出を決定した場合は、国立大学法人法第17条第5項に基づき、その理由を付して、文部科学大臣に学長の解任を申し出るものとする。

(解任の公示)

第15条 学長選考・監察会議は、前条の申出を行った場合は、その旨を公示しなければならない。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、学長選考等に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年9月22日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年5月23日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成30年9月12日から施行する。

2 国立大学法人滋賀医科大学学長選考意向聴取実施要項（平成25年5月23日制定）は廃止する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年5月13日から施行する。

様式第1

学 長 候 補 者 推 薦 資 格 者 名 簿

番 号	氏 名
~~~~~	~~~~~

(規格A4判)

(備考) 番号は、通し番号とする。

様式第2

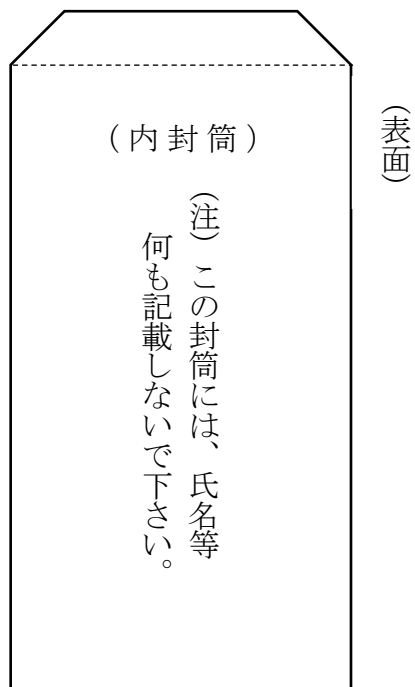
国立大学法人滋賀医科大学学長候補者推薦用紙

候補者名		年齢	歳
学歴	年	大学	卒業(修了)
現職等			
推薦理由			

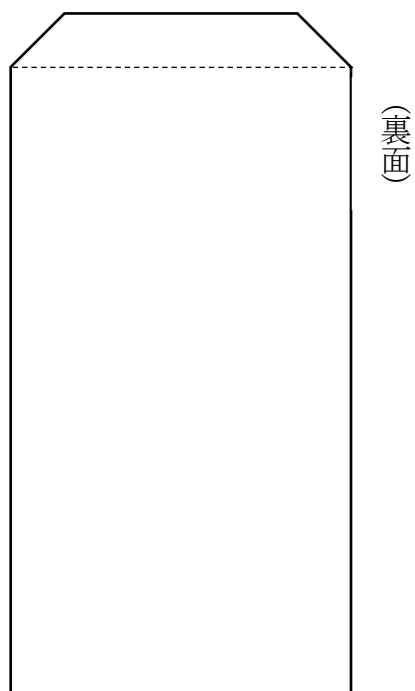
(規格A4判)

様式第3

国立大学法人滋賀医科大学学長候補者  
推薦用内封筒

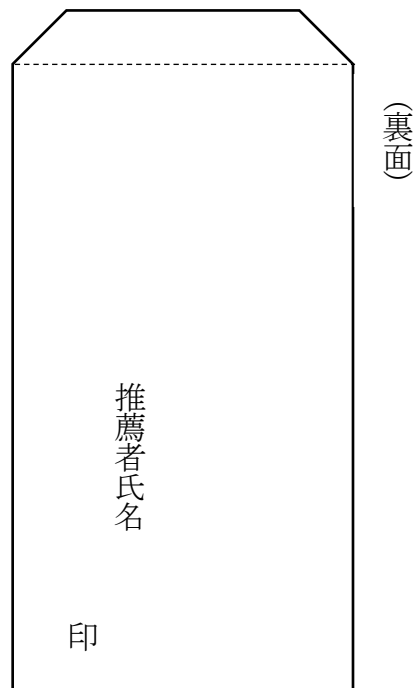
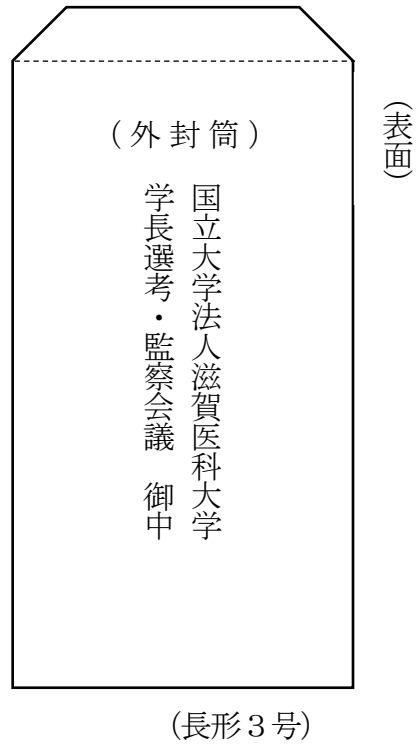


(長形4号)



様式第4

国立大学法人滋賀医科大学学長候補者  
推薦用外封筒



(備考) 推薦用紙を入れた後、必ず封緘すること。



様式第5

学長候補被推薦者名簿

氏名	年齢	現職等	学歴
計		名	

(規格A4判)